

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済・ライフスタイルは、結果として廃棄物排出量の増大及び廃棄物処理施設のひっ迫という深刻な状況をもたらした。

これを受け、国では、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進を主眼に置き、より環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の確立を目指して「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、リサイクルに関する様々な法律を整備してきた。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称：容器包装リサイクル法。以下「法」という。）は平成12年4月から完全施行され、消費者・市町村・容器包装製造（利用）事業者がそれぞれの役割を担い、一般廃棄物全体の容積で約6割、重量で約2割～3割を占める容器包装廃棄物の分別収集及びリサイクルが進められた。

平成18年6月には法改正が行われ、容器包装廃棄物の分別収集とリサイクルのみならず、リデュース、リユースをさらに推進し、すべての関係者の協働により社会全体のコストを低減させるため、容器包装廃棄物の3Rの一層の推進を図ることとなった。

県は、廃棄物を取りまく状況、課題及び今後の方向性を示した長野県廃棄物処理計画（第4期）を平成28年3月に策定し、県民、事業者、市町村など多くの関係者が主体となって連携・協働のもと、循環型社会の形成を推進している。なかでも、一般廃棄物のうち相当の割合を占める容器包装廃棄物に対する取組は、廃棄物削減を目指す上で非常に重要なものとなっている。

あわせて、令和元年度から、近年、世界的な問題となっている海洋プラスチックの問題について、その多くが河川等を通じて海へ流出するものであることなどから、県民、事業者、行政がそれぞれの立場でプラスチック廃棄物の減量化等に取り組む「信州プラスチックスマート運動」を推進することとし、令和2年度に策定予定の次期長野県廃棄物処理計画においても、プラスチック廃棄物を含む容器包装廃棄物に対する取組を強化する必要がある。

法第9条第1項に基づき、ここに第9期長野県分別収集促進計画を策定し、分別収集に取り組む市町村を支援するとともに、県民の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する意識の向上を図る。

2 基本方針

本計画は、長野県廃棄物処理計画（第4期）に基づき、次の事項を基本に推進するものとする。

- (1) 県民、事業者及び行政がそれぞれの立場と役割に応じ、容器包装廃棄物のリデュースを推進するとともに、やむを得ず発生した容器包装廃棄物についてはリサイクルを図る。
- (2) 地域の実情に応じ、「市町村ごとの積極的な分別収集への取組」及び「ごみ減量化」に対する住民意識の向上を図る。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5か年間とする。

4 対象品目

本計画は、下表の容器包装廃棄物のうち、市町村が収集するもの及び市町村が関与して集団回収されるものを対象とする。

- (1) 無色のガラス製容器
- (2) 茶色のガラス製容器
- (3) その他の色のガラス製容器
- (4) その他紙製容器包装（紙製の容器包装であって、飲料用紙パック・段ボール以外のもの）
- (5) ペットボトル（主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの）
- (6) その他プラスチック製容器包装（プラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの）
- (7) スチール製容器（鋼製の容器包装）
- (8) アルミニウム製容器（アルミニウム製の容器包装）
- (9) 段ボール（段ボール製の容器包装）
- (10) 飲料用紙パック（紙製の容器であって、飲料を充てんするための容器）

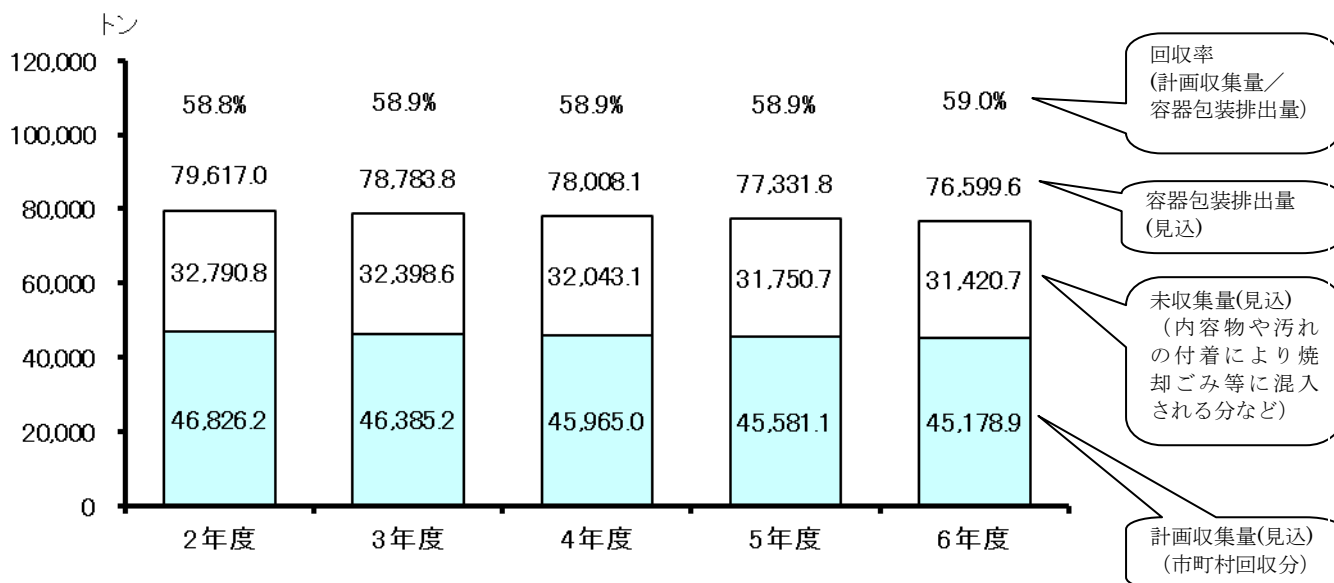
5 本計画の概要

(1) 年度別の取組予定市町村数の推移

品目	年度				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色ガラス	77	→	→	→	→
茶色ガラス	77	→	→	→	→
その他ガラス	77	→	→	→	→
その他紙	66	→	→	→	→
ペットボトル	77	→	→	→	→
その他プラスチック	76	→	→	→	→
スチール製	74	→	→	→	→
アルミ	77	→	→	→	→
段ボール	77	→	→	→	→
紙パック	65	→	→	→	→

※ 市町村数は平成31年4月1日現在

(2) 容器包装排出量及び計画収集量（見込）の推移



6 容器包装廃棄物の排出量（法第9条第2項第1号）

本県における各年度の容器包装廃棄物総排出量の見込は以下のとおり。（単位：トン）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物 総排出量見込	79,617.0	78,783.8	78,008.1	77,331.8	76,599.6

また、市町村別の当該排出量見込は、表1のとおり。

表1 市町村別の容器包装廃棄物の排出量見込…p7

7 特定分別基準適合物の収集量（法第9条第2項第2号）

本県における各年度の特定分別基準適合物ごとの収集量見込は以下のとおり。（単位：トン）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
無色ガラス製容器	5,231.1	5,179.1	5,134.0	5,083.5	5,037.2
茶色ガラス製容器	3,645.5	3,611.5	3,580.4	3,546.0	3,516.8
その他ガラス製容器	2,903.7	2,883.3	2,866.4	2,846.3	2,826.2
その他紙製容器包装	4,330.5	4,296.8	4,257.2	4,227.7	4,187.2
ペットボトル	2,483.4	2,457.5	2,437.1	2,423.9	2,403.9
その他プラ	16,525.4	16,406.9	16,293.6	16,198.6	16,087.7

また、市町村別の当該収集量見込は、表2から表9-2のとおり。

表2 収集量見込総計（表3～表13の合計）…p9

表3-1 無色のガラス製容器の収集量見込…p11

表3-2 うち独自処理量…p13

表4-1 茶色のガラス製容器の収集量見込…p15

表4-2 うち独自処理量…p17

表5-1 その他の色のガラス製容器の収集量見込…p19

表5-2 うち独自処理量…p21

表6-1 その他紙製容器包装の収集量見込…p23

表6-2 うち独自処理量…p25

表7-1 ペットボトルの収集量見込…p27

表7-2 うち独自処理量…p29

表8-1 その他プラスチック製容器包装の収集量見込…p31

表8-2 うち独自処理量…p33

表 9-1 その他プラスチック製容器包装のうち白色の食品用トレイ（白色トレイ）の収集量見込…p35

表 9-2 うち独自処理量…p37

8 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の収集見込量（法第9条第2項第3号）

本県における各年度で得られる第2条第6項に規定する主務省令で定める物ごとの収集量の見込は以下のとおり。（単位：トン）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スチール製容器	2,145.4	2,118.3	2,092.0	2,065.0	2,037.6
アルミニウム製容器	1,423.6	1,407.2	1,391.7	1,378.4	1,361.3
段ボール	7,849.0	7,737.9	7,627.1	7,525.5	7,436.1
飲料用紙パック	288.6	286.6	285.6	286.2	285.1

また、市町村別の当該収集量見込は、表10から表13のとおり。

表10 スチール製容器の収集量見込…p39

表11 アルミニウム製容器の収集量見込…p41

表12 段ボールの収集量見込…p43

表13 飲料用紙パックの収集量見込…p45

9 分別収集の促進のための施策（法第9条第2項第4号）

（1）市町村による促進策の主なもの

① 分別収集促進体制の充実

地域団体と協働し環境関係の協議会を立ち上げ、分別収集やごみ減量化、リサイクル等、個別の問題に積極的に取り組む。

② 環境教育・啓発活動の充実

学校や事業所、自治会等で開催する環境教育、ごみ問題に関する研修会、また処理施設の見学会を行い、ごみの排出抑制、分別排出、リサイクルの意義などの意識啓発を図る。

買い物袋やマイバスケットなどの持参を呼びかけ、マイバッグ運動を推進する。

③ 商店等への協力依頼

商店・スーパー等の協力のもとに、商品の過剰包装を抑制し、マイバッグ等持参の普及及び定着を図り、レジ袋総使用量の削減を図る。

店舗購入が主となる白色トレイ・紙パック等の店頭回収の実施について、商店・スーパー等に協力を依頼し、住民の利便性を高める。

（2）県による促進策

① 分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項（普及啓発）

ア 長野県廃棄物処理計画（第4期）により推進

長野県廃棄物処理計画（第4期）の中で、県民や事業者、市町村や県による主体的取組を掲げ、廃棄物の減量化、分別収集の促進を目指す。

イ 県民運動の推進

長野県廃棄物処理計画（第4期）の行動計画の柱として“チャレンジ 800”ごみ減量推進事業を実施する。運動の一環として、「レジ袋削減県民スクラム運動」及び「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」に取り組む。

・レジ袋削減県民スクラム運動

消費者、事業者及び市町村と連携協力して店頭啓発やマイバッグの利用、レジ袋の再利用や薄肉化等の多様なアプローチによるレジ袋削減の取り組みを支援する。

・食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

食べ残しを減らそう協力店の登録と特に食べ残しが多い宴会での食事で食べ残し削減を呼びかける「宴会たべきりキャンペーン」を実施するほか、家庭や学校においても食べ残し等を減らす取組を推進し、県民全体で廃棄物の発生抑制に向けた意識の向上を図る。

あわせて、以下の取組により更なるごみ減量の取組を推進していく。

・インターネット等による啓発

「信州ごみげんねっと」やテレビCMなどを活用して、ごみの減量に向けた様々な啓発を行う。

・「地域循環圏」の構築

廃棄物を適正な規模で資源として循環させる「地域循環圏」について検討する。

ウ 「環境にやさしい買い物月間」の実施

環境に配慮した商品の購入促進やレジ袋の削減（マイバッグ等の持参）などを呼びかけ、身近な買い物を通して、県民の環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す。

エ 「長野県政出前講座」の実施

県民の集う場に県職員が訪問し説明等を行う「長野県政出前講座」において、県民の要望に応じ、ごみ減量化やリサイクルに関する現況や施策の説明を行い、県民の意識の向上を図る。

オ 「信州プラスチックスマート運動」の推進

プラスチックと賢く付き合うため、県民に「意識して選択」「少しずつ転換」「分別して回収」を呼びかけるとともに、事業者には県民の減量化に係る取組の支援やプラスチック代替品の利用を促進するなど、啓発や美化活動を通じてプラスチックごみの発生抑制、減量化を推し進める。

カ その他の啓発活動

3R推進月間（10月）にごみ減量に関する新聞広告を実施するなど3Rの推進に努めるほか、多くの県民が参加する「信州環境フェア」への出展、廃棄物及び環境問題を対象としたポスターや標語の募集、環境省及び経済産業省主催の3R推進月間等を通じて、ごみ減量化やリサイクルについて広く県民に啓発活動を行う。

② 市町村相互間の分別収集に関する情報交換の促進に関する事項（市町村等との情報交換）

ア 「一般廃棄物処理実務セミナー」の開催

市町村、一部事務組合及び広域連合が抱える一般廃棄物行政に係る諸問題をテーマとして専門家等を講師として招き、市町村等の担当者を対象とするセミナーを開催し、情報交換を行い、情報の共有を図る。

イ 「廃棄物行政に係る市町村新任担当者研修会」の開催

年度当初に市町村等の新任者を対象として、容器包装リサイクル法をはじめとする各種廃棄物関連法の基礎知識や本県の一般廃棄物処理状況について情報を提供する。

③ その他の分別収集の促進に関する事項（その他取組）

ア グリーン購入の推進

リサイクルシステムを確立し、それを継続していくため、リサイクルされてできた商品等を購入し、消費されることが重要であることを踏まえ、「長野県グリーン購入推進指針」により、それらの購入に努める。

イ 信州リサイクル製品の利用拡大

公共事業等においてリサイクル製品・資材等を率先して利用するほか、市町村及び関係事業者等に周知することによって利用促進を図る。